

施策名	目標3－1大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む。）										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課環境汚染対策室 モビリティ環境対策課				
施策の概要	固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定）															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠			達成	
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）	—	—	100	—	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△			
					別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	別紙の①のとおり	集計中	—	—	—					
2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）	—	—	100	—	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。	△			
					別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	別紙の②のとおり	集計中	—	—	—					
3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（％）	—	—	100	—	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。	○			
					別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	別紙の③のとおり	集計中	—	—	—					
4 我が国の降水中pHの加重平均値（pH）	—	—	5.6	—	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6	全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。	△			
					4.96	5.04	5.07	集計中	—	—	—					

	学識経験を有する者の知見の活用	○国内の光化学オキシダント対策について、令和4年1月の中央環境審議会大気・騒音振動部会において審議を受け、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を策定した。策定したプランに基づき設置した、「光化学オキシダント健康影響評価検討会」と「光化学オキシダント植物影響評価検」の2つの検討会において、人健康影響と植物影響について検討が行われ、人健康影響については令和6年3月、植物影響については令和6年4月にとりまとめの議論が行われた。 ○国内の水銀対策については、令和6年3月の中央環境審議会大気・騒音振動部会大気排出基準等専門委員会において審議を受け、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次報告書)(案)」を取りまとめた。	SDGs目標との関係	【主な目標】 本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通し、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度　大気汚染状況報告書(環境省) ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省　平成14年3月策定・31年3月改訂) ○アスベスト大気濃度調査結果について(環境省　報道発表添付資料)		【副次的効果が期待される目標】 大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。 また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。

別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(O_x) ク. テトラクロロエチレン

ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO_2) ウ. 光化学オキシダント オ. 一酸化炭素(CO)

イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM_{2.5})

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO_2) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

[illegible]

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書															
(環境省 R5 - ⑧)															
施策名	目標 3-2 大気生活環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 モビリティ環境対策課			
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に係る内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)														
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成		
					R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
	1	騒音に係る環境基準達成状況(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
	2	騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
	3	航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	△
	4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定した。	×

	5	振動に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。	-			
	6	悪臭に係る全国の苦情件数(件)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとしての確であるため、測定指標として選定した。	-			
達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)		関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	
(1)	騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費 (昭和63年度)		1,5,6	0097	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-	-
(2)	モビリティ騒音・振動対策推進費 (平成12年度)		2,3,4	0114	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-	-
(3)	-		-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-	-
(4)	-		-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-	-
		目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)		④進展が大きくない											
			(判断根拠)		○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和4年度の環境基準の達成状況は90.6%となっている。 ○自動車騒音について、令和4年度の道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は94.9%となっている。 ○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は改善傾向にあり、令和4年度の環境基準の達成状況は88.3%となっている。 ○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあったが、令和4年度の環境基準の達成状況は55.6%となっている。 ○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。その後、令和4年度は前年より増加した。 ○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。											

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、約90%で横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取組が必要である。 ○自動車騒音について、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は94.9%であり、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は民間空港で88.5%、自衛隊等専用の飛行場（共用空港を含む）で88.2%であった。全体では88.3%であり、近年、緩やかに改善している。運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和4年度は55.6%である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことが考えられることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。 ○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあったものの、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加した。令和4年度は前年より増加しており、引き続き苦情件数の減少に向けた取組が必要である。		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 		

施策名	目標3-3水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室				
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月		
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(平成27年7月10日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画(令和5年4月28日閣議決定)															
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成			
					年度ごとの実績値											
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△			
					99.1	99.1	99.1	—	—	—	—					
2公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)(河川)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△			
					93.5	93.1	92.4	—	—	—	—					
2公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)(湖沼)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△			
					49.7	53.6	50.3	—	—	—	—					
2公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)(海域)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての的確であるため、測定指標として選定したもの。	△			
					80.7	78.6	79.8	—	—	—	—					

	2	公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)【全体】	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したもの。	△	
	3	地下水における水質環境基準の達成率(%)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したもの。	△	
							88.8	88.3	87.8	—	—	—			—
	4	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	—	—	100	—	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。	△
							別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり		
5	地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したもの。	△	
測定指標		目標		目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠								達成		
6	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0	—	—	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。										○
7	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	—	—	—	水循環基本計画(令和2年6月閣議決定)等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。										○
8	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	—	—	—	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。										○
9	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—	—	—	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。										○

	学識経験を有する者の知見の活用	○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、「底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定について」審議され、令和4年10月に答申がなされた。 ○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○公共用水域水質測定結果(環境省) ○地下水質測定結果(環境省) ○全国の地盤沈下地域の概況(環境省)		【副次的効果が期待される目標】 ・プラスチック・スマートでは、令和4年度末までに3100件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を7自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第2版として15例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業(マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替)等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値						
		基準年度		目標年度	年度ごとの実績値						
					2 9 年度	3 0 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－
			100		74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	77.0 91.4	69.6 93.0	75.7 96.5	
大阪湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－
			100		66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	
東京湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－
			100		63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	63.2 100	68.4 100	68.4 100	
伊勢湾における水質環境基準の達成率（％）（上段：C O D、下段：全窒素・全りん）	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－
			100		43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	62.5 85.7	56.3 71.4	50.0 85.7	
赤潮の発生件数[件] （瀬戸内海/有明海/八代海）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
			－		71/38/13	82/33/13	58/32/10	83/41/15	70/44/16	59/45/17	

施策名	目標3－4土壌環境の保全										担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室			
施策の概要	○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理等 第4部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壌環境、地盤環境、海洋環境の保全に関する取組及び第6節包括的な化学物質対策に関する取組														
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数)	－	－	100	－	100	100	100	100	100	100	100	土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	△		
2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	－	－	100	－	100	100	100	100	100	100	100	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	○		
測定指標	基準		目標		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)								測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
		基準年度		目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
3 土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数	－	－	－	－	3	3	3	2	2	－	－	環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。	○		

達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号				
(1)	土壌汚染対策費 (平成28年度)	1,2	103		(5)	—	—	—		(9)	—	—	—		(13)	—	—	—		(17)	—	—	—
(2)	環境管理技術調査検討費 (昭和50年度)【関連R5⑧、 関連R5⑨】	1	110		(6)	—	—	—		(10)	—	—	—		(14)	—	—	—		(18)	—	—	—
(3)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク 検討調査費(令和5年度)	3	004790		(7)	—	—	—		(11)	—	—	—		(15)	—	—	—		(19)	—	—	—
(4)	—	—	—		(8)	—	—	—		(12)	—	—	—		(16)	—	—	—		(20)	—	—	—
	評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)			③相当程度進展あり																	
			(判断根拠)			○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は96.3%(令和4年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。 なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。 ○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。																	
		目標達成が 出来なかつた要因、その他施策の 課題等		○土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。 ○土壌汚染対策法においては、改正法施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、今後、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。																			
		次期目標等 への 反映の方向性		【施策】 【測定指標】			2017年5月に成立し、施行後5年を経過した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」(平成29年法律第33号)の施行状況を点検し、必要に応じて新たな措置を検討する。																
学識経験を有する者の知見の活用			○土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論がなされ、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。							SDGs目標との関係		【主な目標】 土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。 当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 土壌汚染対策法において指定される特定有害物質の見直しに関する検討にあたり、1,4-ジオキサンや六価クロムにおいて、R5年度業務の中での有識者検討会等での専門家の意見も踏まえ、継続して検討が必要と考えられる事項(調査方法や基準見直し)について、過去の検討経緯や他の特定有害物質の調査方法との整合性、基準値の評価方法を考慮した上で、その対応案に関する議論を行い、試料採取方法や基準値改正の考え方等に一定の成果が得られた。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報			○各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) ○各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) ○各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)																				

施策名	目標3－6東日本大震災への対応（環境モニタリング調査）										担当部局名	水・大気環境局 海洋環境課			
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。										政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和6年8月	
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。										政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全			
施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定） ○総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2024年3月改定）														

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
1公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	3145回	－	3145	3145	3145	3145	－	－	－	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
					2299	3145	3144	3144	－	－	－		
2地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	369回	－	369	369	369	369	－	－	－	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
					369	369	369	363	－	－	－		
3被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	144回	－	144	144	144	144	－	－	－	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
					144	144	144	144	－	－	－		
4ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数（回）	－	－	492回	－	－	－	302	492	－	－	－	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	○
					－	－	302	492	－	－	－		

達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 （開始年度）			関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	公共用水域放射性物質モニタリング調査 （平成23年度）	1	0127	(5)	－	－	－	(9)	－	－	－	(13)	－	－	－	(17)	－	－	－
(2)	地下水放射性物質モニタリング調査 （平成23年度）	2	0127	(6)	－	－	－	(10)	－	－	－	(14)	－	－	－	(18)	－	－	－
(3)	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査 （平成23年度）	3	0127	(7)	－	－	－	(11)	－	－	－	(15)	－	－	－	(19)	－	－	－
(4)	ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査	4	0127	(8)	－	－	－	(12)	－	－	－	(16)	－	－	－	(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度の測定の結果	（各行政機関共通区分）		②目標達成												
		（判断根拠）		天候等免れない理由による欠測を除き、概ね目標通りの調査を実施できた。												
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	各モニタリング事業により環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積し発信することで、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に有効に寄与している。 天候等による欠測についてはやむを得ないものであるが、できる限り減らすよう引き続き努める。														
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	○次期の施策の達成すべき目標について 引き続き、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資することを目的として、公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングの目標回数を達成し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積する。 ○指標の目標の妥当性について 引き続き、社会的状況や過年度の調査実施状況等を踏まえて適切な目標回数を設定し、100%達成することを目標とする。													
学識経験を有する者の知見の活用		○水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会等において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。 ○ALPS処理水に係る海域モニタリング専門家会議等において、モニタリング計画・情報発信等について助言を頂いた。							SDGs目標との関係		【主な目標】 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る海域のモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る放射性物質の海域環境モニタリング等を実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る公共用水域、地下水における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。					
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		○福島県及び周辺都県の公共用水域における放射性物質モニタリング結果（環境省HP） ○地下水質のモニタリング調査における放射性物質の測定結果（環境省HP） ○被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について（環境省HP） ○ALPS処理水海域モニタリング測定結果（環境省HP）														